

（ 令 8 . 9 . 1
証 7 - 2 ）

説 明 資 料

〔中小企業税制〕

令和 8 年 9 月 1 日（火）

財 務 省

主な中小企業向け税制

税制	内容	令和6年度 適用件数	令和6年度 減収額
軽減税率 の特例	所得800万円以下の部分について、税率19%。 さらに、 <u>租税特別措置により、令和9年3月31日までに開始する事業年度は税率15%。</u> ※ 令和7年4月1日以後開始する事業年度において、所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得800万円以下の部分は税率17% 【 <u>適用期限 令和9年3月31日</u> 】	1,110,966件	本則（税率23.2%→19%） ▲1,979億円※（▲4.2%分）
			特例（税率19%→15%） ▲1,885億円（▲4%分）
貸倒引当金	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可	—	—
欠損金関係	欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可	—	—
	欠損金繰戻還付（1年間）が可	—	—
留保金課税	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外	—	—
その他 租税特別措置	賃上げ促進税制 【 <u>適用期限 令和9年3月31日</u> 】	275,012件	▲3,330億円（注3）
	中小企業投資促進税制 【 <u>適用期限 令和9年3月31日</u> 】	54,478件	▲566億円
	中小企業経営強化税制 【 <u>適用期限 令和9年3月31日</u> 】	20,558件	▲858億円
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 【 <u>適用期限 令和11年3月31日</u> 】	669,306件	▲365億円

（注1）軽減税率の特例については、協同組合等や公益法人等などにも適用される。

（注2）上記の租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることが必要（平成31年4月より適用）。

（注3）中小企業者向け措置の適用分。

（注4）減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和6年度）を基に試算した減収額（実績推計）。

ただし、※の法人税法に基づく税率の軽減については、対象となる法人によって軽減範囲が異なるほか、適用額が明らかではないことから、租税特別措置法による軽減税率（税率19%→15%）の減収額▲1,885億円に、機械的に4.2/4を乗じて算出。

2年前の専門家会合における主な意見（中小企業税制）

- 資本金 1 億円以下への減資を行う法人の状況も踏まえると、資本金 1 億円という基準で、一括りに中小企業税制を適用することは妥当か。
- 中小企業の特例税率は、リーマンショックの際の経済対策として、代替財源なく時限的に設けられた措置であり、その役割を終えていると言わざるをえない。
- 特例税率は、投資や賃上げ等に取り組まない中小企業にも効果が及ぶ仕組みとなっており、所得が生じた企業に対する事後的な減税メリットとして機能している。特に、所得が大きい中小企業にも減税メリットが生じていることをどう考えるか。
- 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制は、インセンティブ措置としての機能が発揮されるよう、適用要件等を見直す必要があるのではないか。
- 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制ともにEBPMを実施するためのデータそのものが不足している状況にあることから、要望官庁において、EBPMを適切に実施するために、データ収集や分析方法等について整備し、説明責任を果たす必要がある。

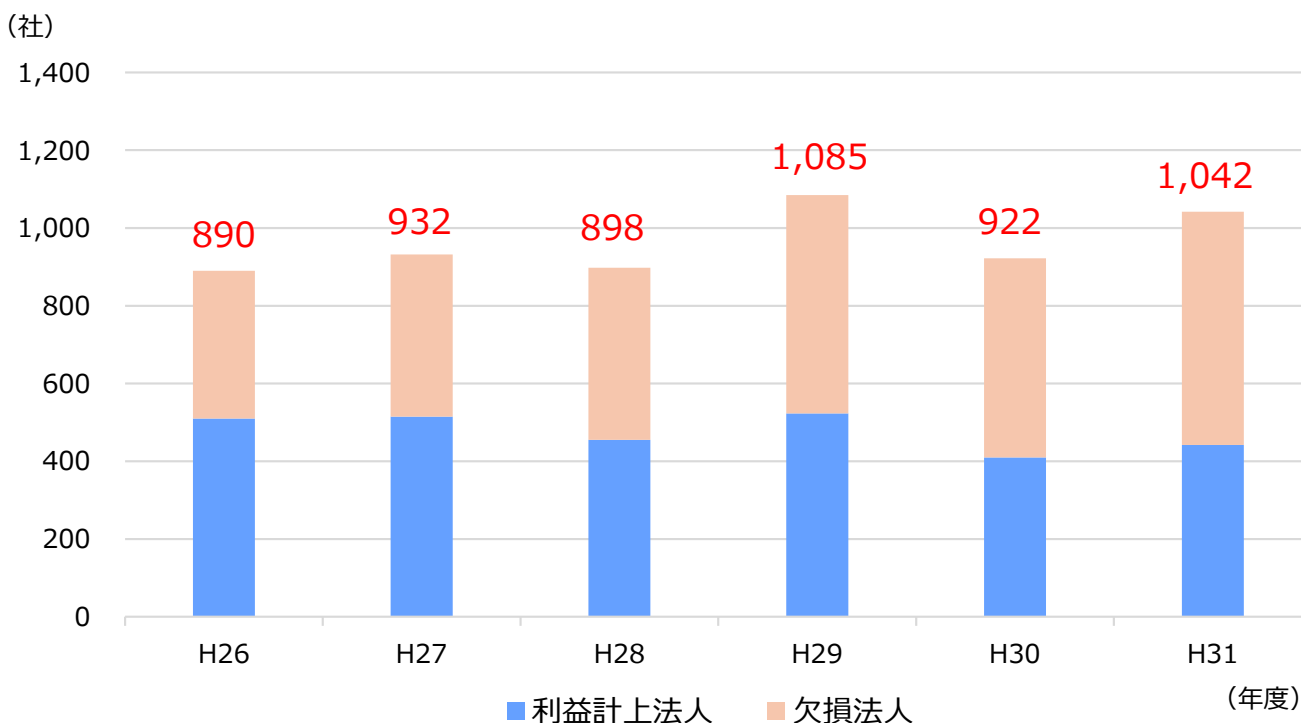
(参考) 資本金 1 億円以下への減資に関する分析

- 近年、資本金1億円超の企業が減資を行い、資本金 1 億円以下となる動きが指摘されており、法人税申告書の個別データを用いた分析や民間調査会社のデータによれば、**毎年度1,000社前後が資本金 1 億円以下への減資を行っている**（そのうち、約半数近くが利益計上法人／黒字と分析されている）。

※ 税務データを用いた分析によると、資本金 1 億円以下の法人が翌年度に資本金 1 億円超に増資する遷移確率は極めて小さく、利益計上法人よりも欠損法人の方が、資本金 1 億円超の法人が翌年度に資本金 1 億円以下に減資する遷移確率が高かった旨の指摘もなされている。

資本金 1 億円超から資本金 1 億円以下への減資法人数の推移

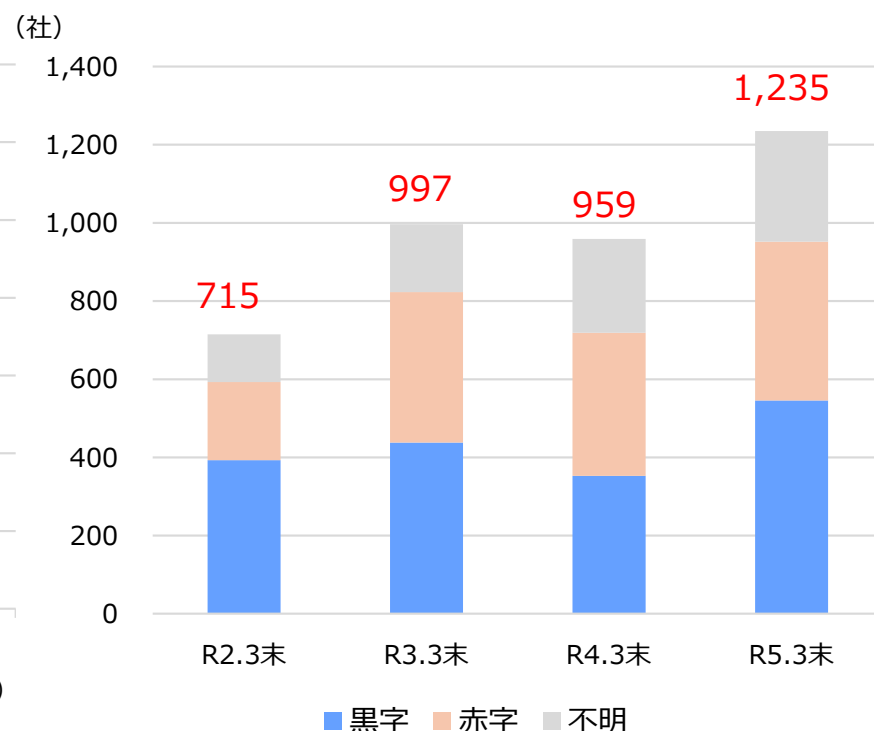
① 税務データを用いた分析（H26～H31年度）



(注) 連結法人、外国法人を除く。

(出所) 土居丈朗・別所俊一郎・森克輝（2023）「法人税申告書の個票データを用いた欠損法人等に関する実態分析」, 国税庁税務大学校ディスカッションペーパー-230300-02HJより財務省作成

② 民間調査会社による分析（R2.3末～R5.3末）



(注) 調査会社の企業データベースから資本金が比較可能な企業を任意抽出・分析しているもの。

(出所) 東京商工リサーチ「減資企業」動向調査
(2021年6月9日付、2023年7月18日付)

- 資本金 1 億円以下への減資を行う法人の状況も踏まえると、資本金 1 億円という基準で、一括りに中小企業税制を適用することは妥当か。
- 中小企業の特例税率は、リーマンショックの際の経済対策として、代替財源なく時限的に設けられた措置であり、その役割を終えていると言わざるをえない。
- 特例税率は、投資や賃上げ等に取り組まない中小企業にも効果が及ぶ仕組となっており、所得が生じた企業に対する事後的な減税メリットとして機能している。特に、所得が大きい中小企業にも減税メリットが生じていることをどう考えるか。
- 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制は、インセンティブ措置としての機能が発揮されるよう、適用要件等を見直す必要があるのではないかと。
- 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制ともにEBPMを実施するためのデータそのものが不足している状況にあることから、要望官庁において、EBPMを適切に実施するために、データ収集や分析方法等について整備し、説明責任を果たす必要がある。

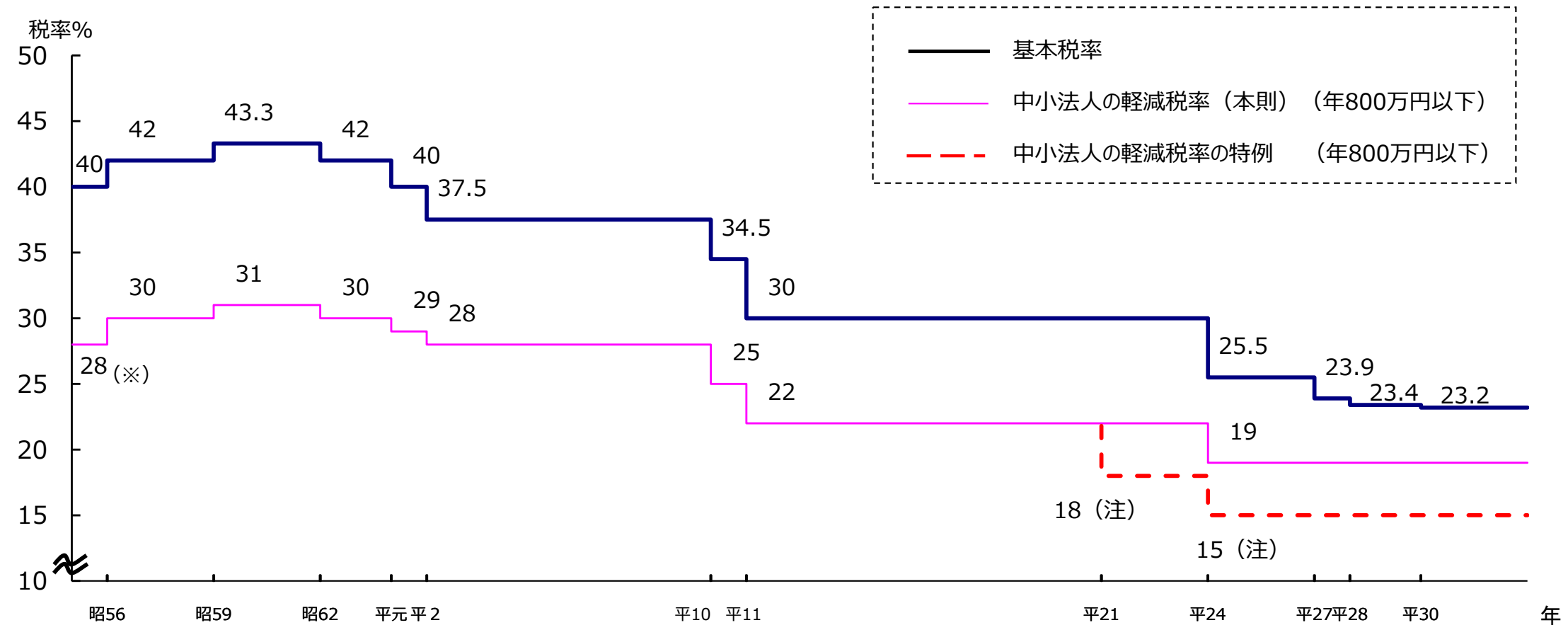
中小法人等の法人税率の特例

特例税率

- 中小企業の800万円までの所得には、法人税法での軽減税率（23.2%⇒19%）に加え、リーマンショックの際の経済対策として、租税特別措置法で**時限的な特例税率（現行：19%⇒15%）**が設けられており、一社当たり最大で**▲32万円の減税効果**となっている。

※ 令和7年度税制改正により、所得10億円超の中小法人等には17%の税率が適用（見直しの対象は中小企業全体の0.1%）。

法人税率の推移



(注) 中小法人の軽減税率の特例（年800万円以下）について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

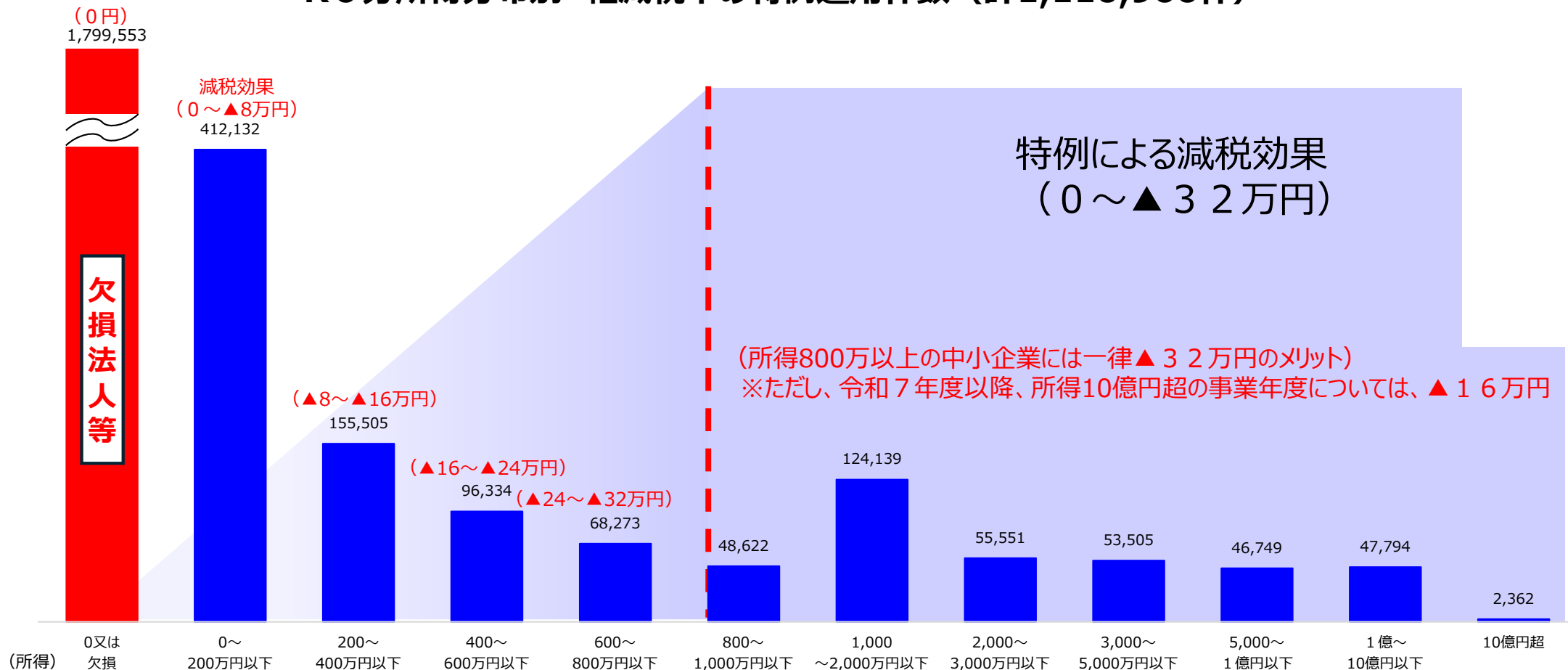
(※) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

特例税率（19%→15%）の効果等

特例税率

- 時限的な特例税率（19%→15%）は、中小企業に特定の行動変容（投資や研究開発など）を促す仕組みとはなっており、利益計上法人に対して、一律▲32万円等の減税効果が生じるもの。
- また、中小法人全体の6割を占める欠損法人（約180万件）に対しては、効果が及ばない。

R 6 分所得分布別 軽減税率の特例適用件数（計1,110,966件）



(注) 法人住民税・地方法人税分を合わせると最大約38万円の減税メリットとなる。

(出所) 租税特別措置の適用実態調査（令和6年度）（財務省）より、「会社標本調査（令和6年度）」（国税庁）

令和 6 年 12 月 20 日
自由民主党
公明党

第一 令和 7 年度税制改正の基本的考え方

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

（1）地域経済を支える中小企業を取り組む後押しする税制等

中小企業は、雇用の 7 割を抱える、わが国にとって重要な経済主体であり、その健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠であるが、**小規模事業者やスタートアップ企業、さらには地域経済を牽引する企業や大きな成長力を有する企業など様々な態様がある**。その中でも、売上高100億円を超えるような中小企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であり、そうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していくことが鍵となる。

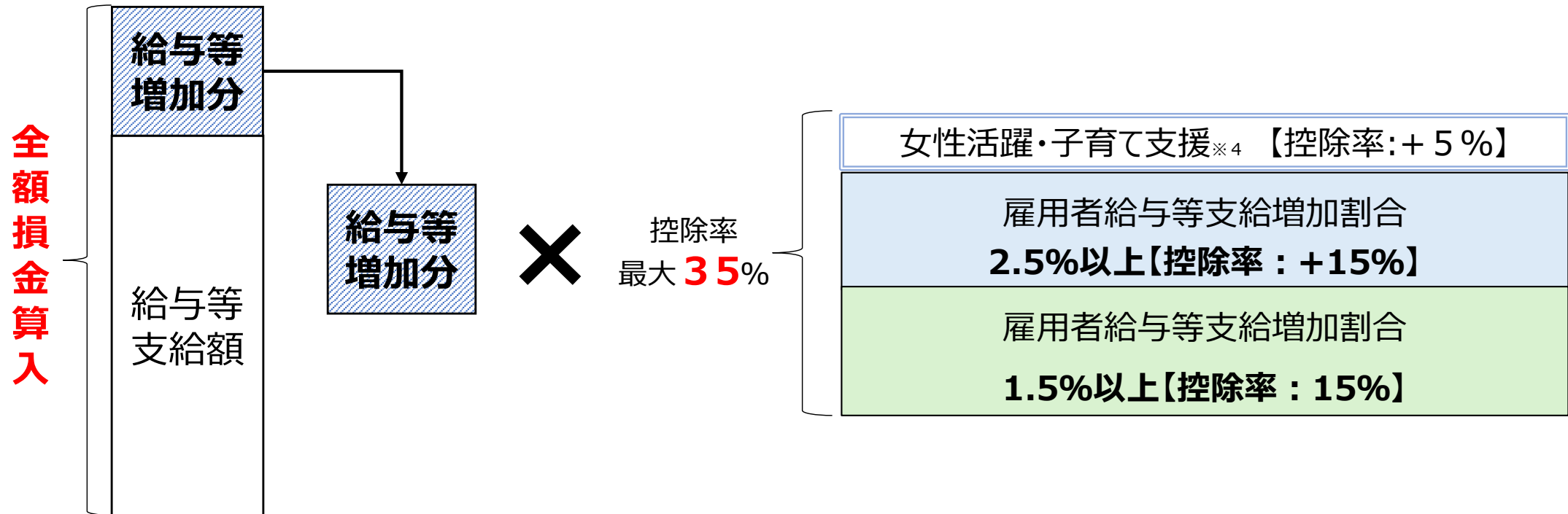
そのため、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充し、対象設備に建物を加える。また、食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みを構築する。同税制は、E B P M等の観点で踏まえ、適用要件等の見直しを行った上で、中小企業投資促進税制とともに適用期限を 2 年延長する。

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を 2 年延長するが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、**特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討**する。

今回の特例税率の見直しの対象となる極めて所得が高い中小企業等の多数は、一定の要件の下で、中小企業経営強化税制の拡充措置を活用することができ、その場合、特例税率の見直しを大きく上回るメリットを受けることができる。こうした税制面での対応により、地域経済における前向きな投資を後押しする。

- 企業の支払う給与等は（増加分を含め）**全額損金算入**されることに加え、賃上げ促進税制では、**更に給与等の増加分に対して最大35%の税額控除**を認めている。
- なお、中小企業向けの賃上げ促進税制の適用要件（雇用者給与等支給増加割合）は、雇用者全体の給与総額の増加率がメルクマールとなっているところ、例えば、**雇用者数の増加のみに伴い適用要件を充足**しうる。

中小企業向け賃上げ促進税制のイメージ



※1 控除上限：当期の法人税額の20%

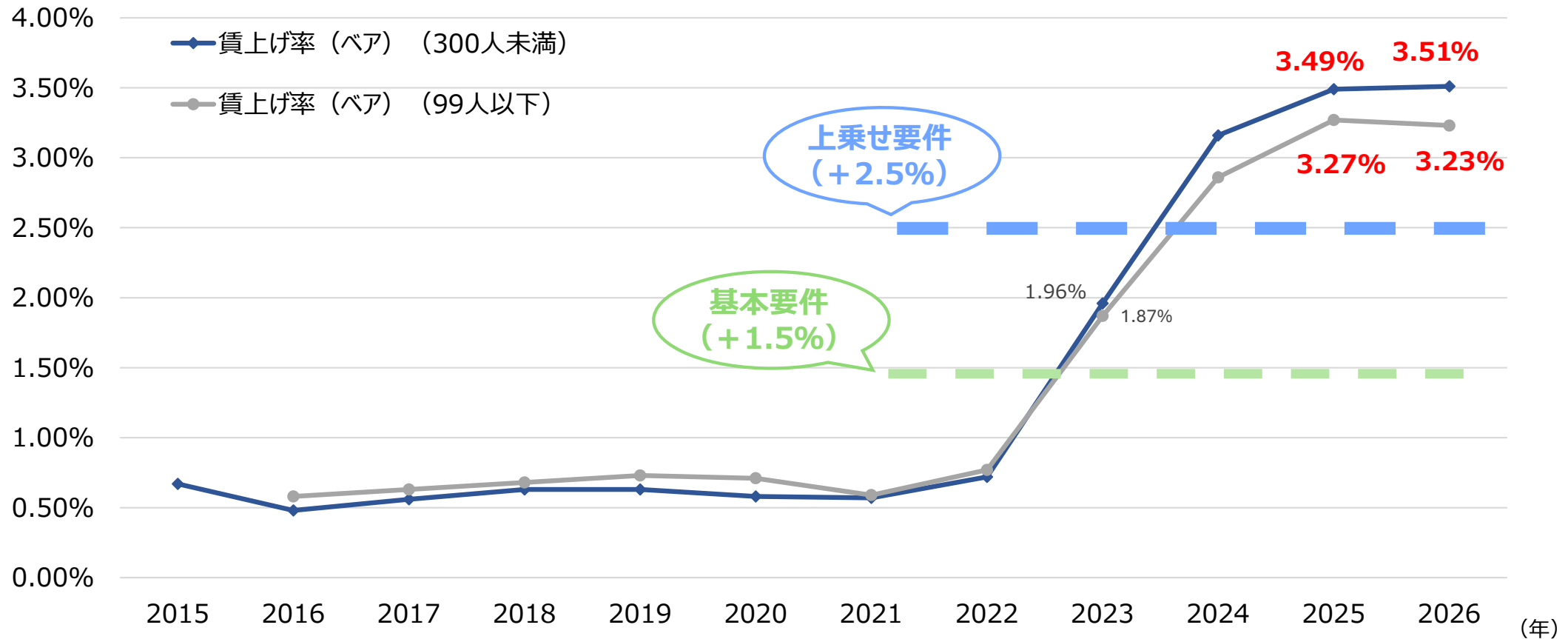
※2 5年間の繰越控除が可能

※3 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等のみ適用可能

※4 事業年度終了の時ににおいてプラチナくるみん認定orプラチナえるぼし認定を受けている場合、当期にくるみん認定orえるぼし2・3段階目の認定を受けた場合

○ 中小企業向けの賃上げ促進税制の適用要件（雇用者給与等支給増加割合）は、ベースアップだけでなく、賞与・雇用者数の増加によっても充足しうるが、近年での中小企業の賃上げ状況としては、ベースアップで3.5%程度まで上がっており、税制の適用要件を大きく上回って推移している。

中小企業の賃上げ状況



（注 1）2026年の集計組合数は組合、集計組合員数は300人未満で26.8万人、99人以下で6.0万人。

（注 2）ベア分が明確に分かる組合についてのみ集計。

（注 3）2015年の99人以下は集計対象外。

（出所）「春季生活闘争 第7回回答集計結果」（連合）

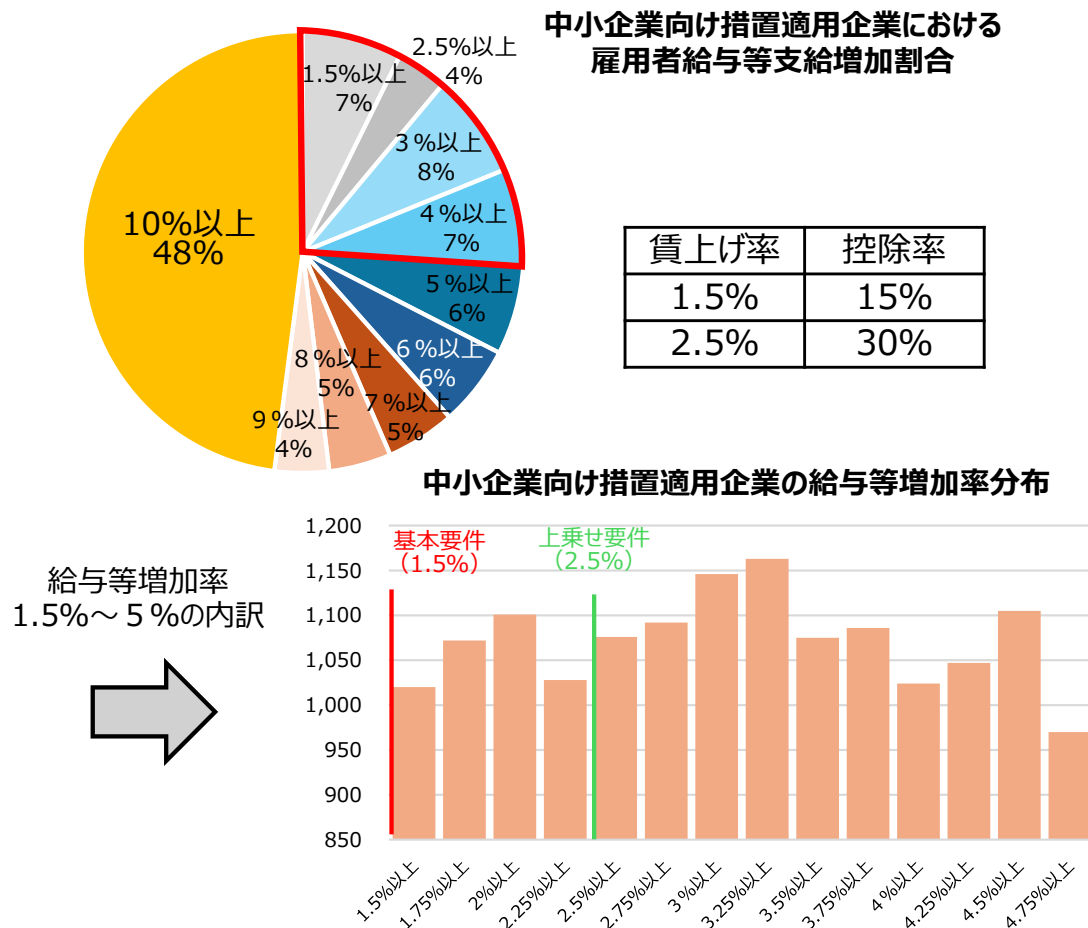
中小企業向け賃上げ税制の効果について

賃上げ

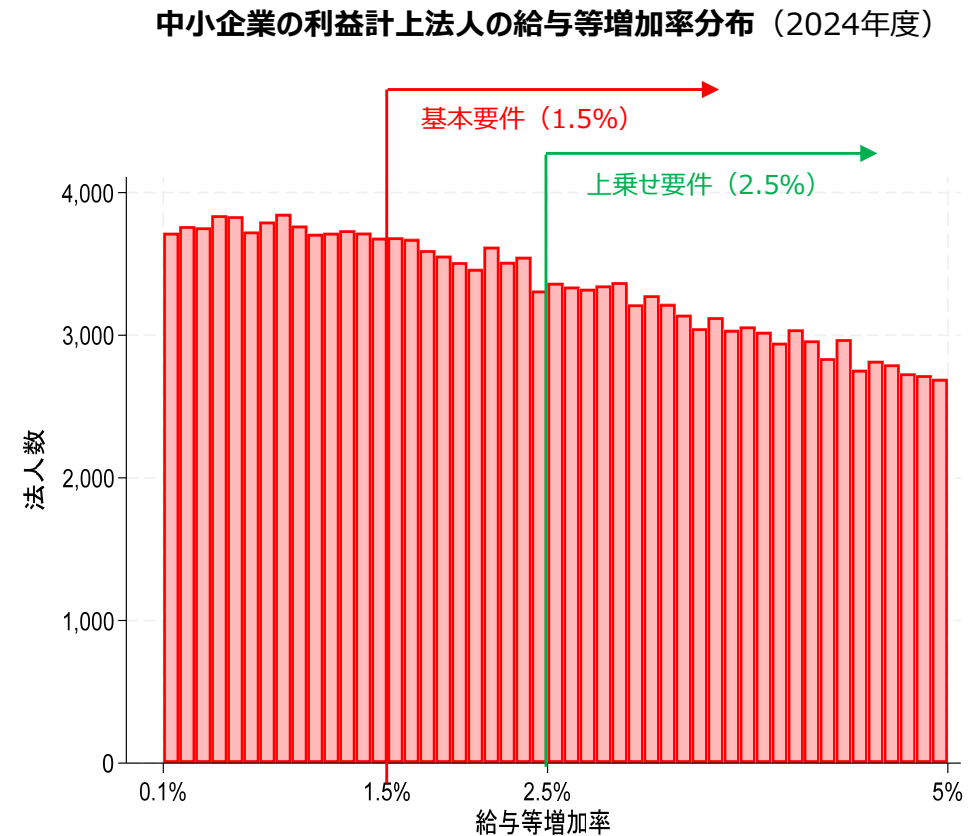
○ 中小企業向け賃上げ税制の適用法人の適用状況をみると、**基本要件（1.5%）や上乗せ要件（2.5%）を大きく上回る給与等支給増加割合の企業が大多数**となっており、**上乗せ要件（2.5%）前後で明確なバンチングはみられない**（左図）。

○ また、非適用法人を含め、中小企業の利益計上法人全体（データが分析可能な約94万社）の給与等増加率をみても、**税制の閾値（1.5%・2.5%）近辺で明確なバンチングはみられない**（右図）。

※ なお、前身の制度も含めると、制度創設から10年以上経過しているが、賃上げ促進税制を知らないと回答した中小企業は約6割という認知状況である（「令和6年度 企業の雇用状況等に関する調査研究報告書」（令和7年1月 東京商工リサーチ））



（左図注1）令和6年4月1日以降開始する事業年度のe-Tax申告実績より作成。
（左図注2）当期税額控除額がある申告実績のみを集計（中小企業向け57,644件）。
（左図注3）中小企業の賃上げ率は、雇用者給与等支給増加割合。
（左図注4）分布の範囲：1.5%～5%、幅：0.25%



（右図注1）税制上の中小単体法人（利益計上法人）のうち、源泉徴収データと紐づいており、かつ、給与等増加率が計算可能な法人を対象として分析している（944,843社）。
（右図注2）給与等増加率は、源泉徴収データを用いて、「俸給・給料等」「賞与（役員賞与を除く）」「日雇労働者の賃金」の合計額の対前年度増加率を計算。対前年度が欠損値の場合は、当年の給与等増加率も欠損扱い。
（右図注3）徴収高計算書の「俸給・給料等」の支給人員数が1人または欠損している企業を除く。
また、税制上の「非中小法人」に該当する法人は除く。
（右図注4）分布の範囲：0.1%～5%、幅：0.1%
（出所）法人税の申告データ及び源泉徴収データ（徴収高計算書）を基に、財務省で作成。

令和 7 年 12 月 19 日
自由民主党
日本維新の会

第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方

2. 「強い経済」の実現に向けた対応

（2）租税特別措置等の見直し・適正化

③ 賃上げ促進税制

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを強化する観点から、令和 6 年度税制改正において、賃上げ促進税制を抜本的に強化した。一方、**足元では賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況**にある。このように、企業の賃上げをめぐる状況は令和 6 年度税制改正当時と大いに様変わりしている。

こうした状況に鑑み、コーポレートガバナンス改革に基づく人的資本への投資促進の要請や、税制が生産性の高い分野への労働移動を阻害する可能性、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、**大企業向け措置については適用期限を待たずに廃止**する。**中堅企業向け措置**については、令和 8 年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、**適用期限をもって廃止**する。

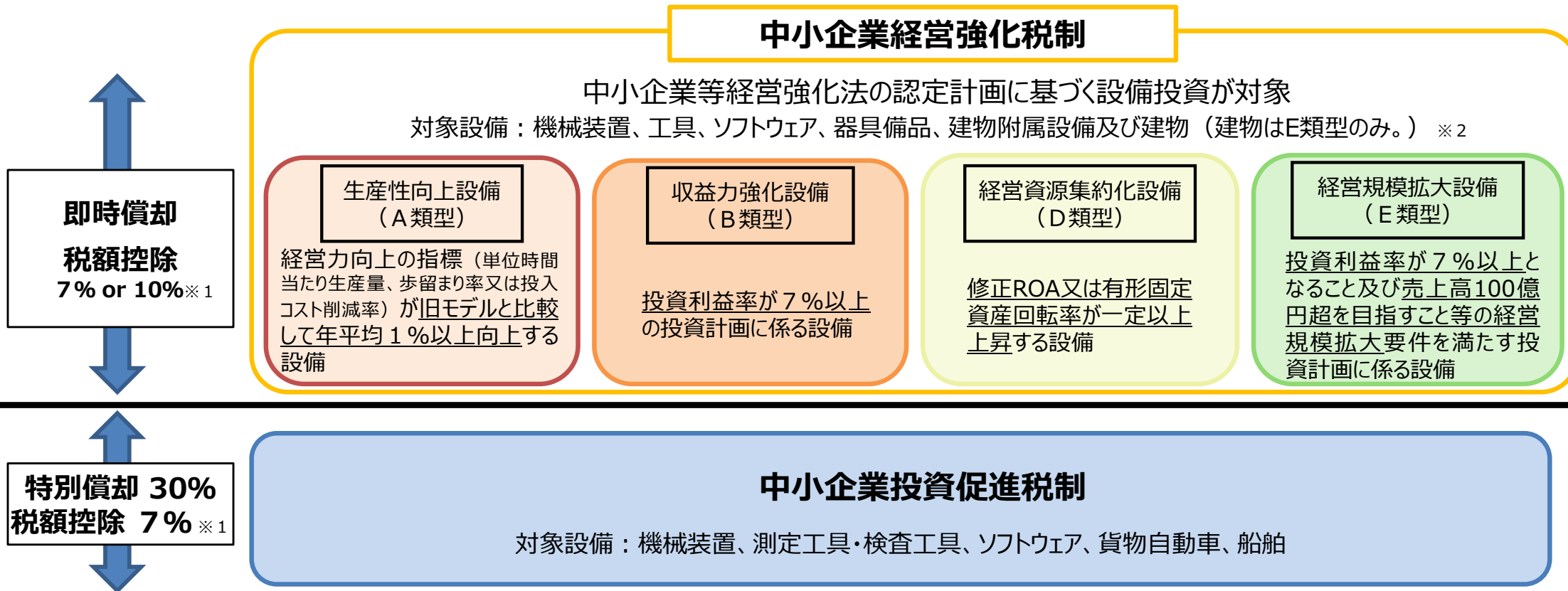
一方、**中小企業向け措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和 8 年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討**する。

なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止する。

- 資本金 1 億円以下への減資を行う法人の状況も踏まえると、資本金 1 億円という基準で、一括りに中小企業税制を適用することは妥当か。
- 中小企業の特例税率は、リーマンショックの際の経済対策として、代替財源なく時限的に設けられた措置であり、その役割を終えていると言わざるをえない。
- 特例税率は、投資や賃上げ等に取り組まない中小企業にも効果が及ぶ仕組みとなっており、所得が生じた企業に対する事後的な減税メリットとして機能している。特に、所得が大きい中小企業にも減税メリットが生じていることをどう考えるか。
- 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制は、インセンティブ措置としての機能が発揮されるよう、適用要件等を見直す必要があるのではないか。
- 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制ともにEBPMを実施するためのデータそのものが不足している状況にあることから、要望官庁において、EBPMを適切に実施するために、データ収集や分析方法等について整備し、説明責任を果たす必要がある。

中小企業向けの投資促進税制の概要

- 中小企業の生産性向上等の観点から、中小企業向けの投資促進税制としては、以下の措置が講じられている。
 - 中小企業投資促進税制：幅広い資産に対して特別償却（30%）又は税額控除（7%）を認めるもの
 - ※ 設備投資を行う前の**計画認定等は不要**であり、事後的な税務申告を行えば適用が可能
 - 中小企業経営強化税制：生産効率の改善等が見込まれる等の計画認定に基づく投資に対して、即時償却又は税額控除（7%or10%）を認めるもの ※ **適用法人数の約9割がA類型**



※1 資本金3,000万円以下の法人に適用

※2 E類型における建物等は、賃上げ率2.5%以上の場合、特別償却（取得価額の15%）又は税額控除（取得価額の1%）の選択適用、賃上げ率5%以上の場合、特別償却（取得価額の25%）又は税額控除（取得価額の2%）の選択適用。

（注1）A類型における工具は、測定工具又は検査工具に限る。

（注2）税額控除の上限：中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制とを合わせ、法人税額の20%を上限とする。